

## 第29回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成26年11月11日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 (地方裁判所委員会委員)  
阿部明子，池田秀敏，長田俊彦，栗林正清，清水麻代，林享男，  
藤井敏明，弓場法 (五十音順，敬称略)  
(説明者)  
弁護士齋藤泰史，弁護士藤原寛史 (敬称略)  
(事務局)  
地方裁判所事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，地方裁判  
所事務局次長，家庭裁判所総務課長，家庭裁判所総務課課長補佐
- 4 テーマ  
長野地方裁判所の現状について
- 5 議 事
  - ☐ 地方裁判所委員会新任委員の自己紹介：林委員，藤井委員
  - ☐ 委員長の選出について  
藤井委員が委員長に選出された。
  - ☐ 委員長代理の指名について  
長田委員が委員長代理に指名された。
  - ☐ 長野県の地域司法の現状について説明  
[説明（弁護士齋藤泰史，弁護士藤原寛史）]
  - ☐ 長野地方裁判所の現状について補足説明  
[説明（藤井委員長）]
  - ☐ 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員】

説明者に対し、説明内容に関する質問がされたほか、次のとおり意見交換があった。

○ 平成21年を頂点として、家事事件以外の各事件が減少した原因の一つは、確かに過払金返還訴訟が急減したこともあるが、法律専門家を利用する顧客側に、裁判所の手続の経緯及びその結果が分かりづらい、裁判所の手続は時間がかかり、堅苦く、期待するような結果が得られないという司法に対する失望感があることが原因ではないか。事件数の減少を、裁判官や裁判所書記官の人数や予算が増えない理由とするのではなく、裁判所及び司法機関に対する国民の失望があるという事情を基本に据えていただきたい。

○ 事件数と裁判官の人員数を比較すると裁判官一人当たりの事件数が相当な数になること、裁判所の事件は、一件一件適切に処理される必要があることを考えると、裁判が終わるまでに時間を要することは理解できる。「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」によれば、平均審理期間は、民事事件で8.9月、刑事事件で3月、家事事件で5.2月とあるが、一般人の感覚としては、長くかかりすぎており、公的サービスとして問題があると考ええる。民間であれば、目標管理を行い、審理期間の短縮に取り組むと思われる。民間の場合サービスを改善することは収益につながるため、結果的にサービス向上の財源を確保できる。しかし、裁判所は公共財であるから、適切に予算措置を求め、必要な財源を確保して定員を増やすのも一つの方法である。ただ、日本の逼迫した財政を考えると、司法サービスをより利用しやすくするために、どのくらいの負担を国民が背負うべきかの議論もなされるべきである。そのためにも、司法サービスを利用した利用者に対して、満足度調査をしっかりとっていただきたい。また、IT技術を活用し、裁判官自身が移動しなくても事件記録を見ることができるようになれば、迅速に事件を処理でき、最終的には国民に対する司法サービスが向上するのではないかと。

◎ 他支部にてん補する裁判官は、ファクシミリを利用し新規提出書面を読ん

でいる。また、本庁や松本支部には、テレビ会議システムもあり、今後活用する方向にある。これまで同システムが十分活用されてこなかったのは、裁判における、和解等では、面と向かって顔を合わせることも重要であると考えられていたためである。今後は、ITシステムの活用も進むものと思われる。

◎ 長野本庁の裁判官一人当たりの処理中の事件数は、おおよそ一人100件である。ただし、裁判官は、事件の進行状況に応じて、月に10数件くらいを処理をしている。また、訴訟事件以外にも執行事件や家事事件等多様な事件を処理しなければならないという負担はある。事件の審理期間については、裁判の迅速化法も制定され、少しずつではあるが改善されている。

○ 私は、1回3時間の中で労使双方の主張を聞いて和解契約を結ぶADRである労働局の紛争調停委員を務めている。その経験からすると、限られた時間の中で、いかに主張を裁判所に聞いてもらえるかが、当事者の満足度に影響すると考える。また、限られた時間の中でいかに結果の妥当性を維持することも難しい問題となる。今後、各種ADRと裁判の役割分担が進み、国民の間でも利用が進めば、迅速に処理すべき事件はより迅速に処理されることになるのではないかと。

□ 議事概要の発言者の表記について

今後の議事概要について、発言者を特定しない形で記載することとされた。

6 次回期日

平成27年5月25日（月）午後3時

7 次回議題

犯罪被害者保護制度について